

京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.15

編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局（京都市総務局国際化推進室）

2003（平成15）年度第3回会議開催

＜日時＞ 2003（平成15）年11月27日（木） 午後4時から6時まで

＜場所＞ ザ・パレスサイドホテル 議題：高齢者・障害者の問題について

外国籍の高齢者や障害のある方にとって、言葉、民族、文化等の違い、また、制度上の問題から現在の高齢者や障害のある方のためのサービスや制度では対応できない問題があります。

1961年（昭和36年）に拠出制による国民皆年金制度が発足しましたが、加入条件に国籍要件があり、日本国籍を有しない人（在日アメリカ人以外は、国民年金に加入できません）。

1981年（昭和56年）に日本政府が難民条約を批准したことを契機に、1982年（昭和57年）に国民年金法の国籍要件が撤廃され、在日外国人も国民年金に加入できるようになりました。

しかし、老齢年金の支給条件として20歳から60歳の間に最低25年以上の被保険者期間が必要ですが、1982年1月1日時点で35歳を超える在日外国人は、加入できても被保険者期間が25年以上にならないため、老齢年金の受給資格を満たせませんでした。1986年（昭和61年）の国民年金法の改正により、国籍要件で加入できなかった期間を合算対象期間として被保険者期間に算入する措置がとられ、受給資格を満たすこととなりました。

ところが、1986年4月1日時点で60歳を超える在日外国人には、老齢基礎年金は支給されず、無拠出制の老齢福祉年金も支給されていません。また、1982年1月1日時点で20歳を超える障害のある在日外国人には、障害基礎年金は支給されていません。

中国系帰国者などの外国籍市民については、在日期間が少ないために年金加入年数が短く、将来の年金受給額が少額になることに不安を感じている方が少なくありません。

このような高齢者や障害者の問題について、委員の方々から意見や提案をいただきました。

2004年4月から始まる第4期懇話会の 外国籍市民委員を募集します。

応募要領については④ページをご覧ください。

京都市外国籍市民施策懇話会とは？

外国籍市民に関する諸問題について調査・審議し、京都市が取り組むべき課題等について意見を求める機関です

これまでの主な審議内容

民族学校・外国人学校等の条件整備について、医療問題について、高齢化に伴う問題について、新定住外国籍市民の問題について、市職員採用における国籍条項について、など

●学識経験者などの指名委員（5名以内）と、公募により選出された外国籍市民の公募委員（7名以内）で構成します。

●委員は、年4回程度会議に出席していただきます。会議出席ごとに京都市が規定する謝礼が支給されます。

●委員の任期は、2006年3月31日までです。

各委員の意見

- 自分自身高齢者であるが、外国籍ということを意識せず、地域の一住民として高齢者のあり方を考えている。
- 現時点で在日コリアンの77歳以上の高齢者の無年金者と、41歳以上の障害者の無年金者の問題がある。京都市が独自に高齢外国籍市民福祉給付金（◆1）や外国籍市民重度障害者特別給付金（◆2）を支給していることは喜ばしいが、年金と給付金の支給額に大きな差が生じている。市は国に対して、国民年金について日本人と同じ待遇に改善されるよう要請を続けてほしい。
- 中国系帰国者には高齢者が少ないが、50～60代の中老年者が多い。現在国民年金に加入していないか、加入していても期間が短いために支給金額が少ないので、将来に不安を持っている者が多い。
- 高齢者と障害者の無年金者の問題は大きな問題である。京都市が行っている給付金交付事業は評価できると思うが、支給額の増額をしてほしい。また、国に対して強力に要請を続けていってほしい。
- 国民年金創設時には日本国籍のなかった沖縄在住者や小笠原在住者に特例措置を設け、また、永住帰国した中国残留邦人等には特例措置がとられ年金受給に道を開いたにもかかわらず、外国人にはこうした措置がとられていない。
- 年金について、中国系帰国者の中で、日本国籍の人には救済措置がとられているが、中国籍の人にはなく、差別的な制度になっている。
- 市の交付金支給事業について、受給できることを知らずに受給していない人がいる。制度の周知徹底に努めるべきである。
- 在日コリアンには社会保障がないと思い込んでいる人がいる。

◆1 高齢外国籍市民福祉給付金

内容 昭和61年（1986年）4月1日の基礎年金発足時に既に60歳に到達していたことにより、国民年金を受給していない外国籍市民に対して、福祉の向上を図るため、給付金を支給する。

対象 ①大正15年（1926年）4月1日以前に出生し、昭和57年（1982年）1月1日以前から日本国内で外国人登録を行っている方で、現在、京都市内において永住又は特別永住資格により外国人登録を行っている方
②大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前に外国人登録を行っていた方で昭和57年1月2日以降に日本国籍を取得し、現在、京都市において住民登録を行っている方

支給額 月額10,000円

※支給制限があります。

○京都府には交付金を支給する制度がなく要望してほしい。市町村によって支給額に差があり、実施しているところ、実施していないところもある。県がそれぞれの市町村の支給額の差を調整しているような例もある。平成15年10月には府議会では府議会が採択されている。市は府と協調して対応をしてほしい。

○外国籍市民重度障害者特別給付金支給対象者は、国民年金障害基礎年金の支給対象者より範囲が狭いので広げてほしい。また、無年金者の介護保険料が、最低額になっていないので、改善策を検討してほしい。

○留学生と高齢者又は障害者との国際交流活動について提案したい。

自分自身、今まで文化交流を中心に行ってきたが、今後交流の幅を広げていきたいと思っている。また、留学生には高齢者又は障害者福祉を研究している人も多くおり、老人ホームで民族舞踊を披露したり、障害者に英語を教えるなど、外国籍市民による高齢者や障害者との国際交流が行われている。留学生にとっては日本の福祉制度を学ぶいい機会になり、また、高齢者・障害者にとっては外国の文化に触れることができ、精神面でよい刺激になっていると言ってもらえた。

こういった活動は、現在少数の団体が小規模で行っているに過ぎないので、関心を持つ留学生や外国籍市民が積極的に活動できるような、行政によるシステム作りが必要であると考え。市にサポートをお願いしたい。

◆2 外国籍市民重度障害者特別給付金

内 容 国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していたなどの理由により、障害基礎年金等を受けることができない重度の障害を有する外国籍市民に対し、その福祉の向上を図る目的で、特別給付金を支給する。

対 象 次のすべての事項に該当する方

- ①京都市において外国人登録を行っている方又は日本国籍を取得し、現在、京都市において住民登録を行っている方
- ②重度障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A）のある方
- ③昭和37年（1962年）1月1日以前に生まれた方
- ④昭和57年（1982年）1月1日（基準日）現在日本国内で外国人登録を行っていた方
- ⑤重度障害の発生原因となった傷病初診日が基準日前の方
- ⑥障害基礎年金等障害を支給事由とする公的年金を受給していない方

※所得制限があります。

支給額 月額36,000円

「京都市外国籍市民施策懇話会」 外国籍市民委員募集のお知らせ

2004年4月から始まる第4期懇話会の外国籍市民委員を募集します。
多数の御応募をお待ちしています。

応募要項

■ **応募資格** 2004年4月1日現在で次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 年齢満18歳以上の方
- (2) 外国人登録をしており、京都市に1年以上居住している方
- (3) 原則として日本語を理解できること。

■ **応募方法** 次のことを日本語で記載した書類を提出してください。

氏名、住所、電話番号(昼間連絡がつく番号)、勤務先又は通学先の名称及び所在地、生年月日、性別、国籍、在留資格、在日年数、応募の理由(話したいことや参加しているグループがあればそこでの活動状況など。800字程度)

※ 応募書類の様式は問いません。 ※ 応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

■ **応募期限** 2004年2月13日(金)まで(当日消印有効)

■ **選考方法** 京都市が設置する選考委員会(学識経験者等にて構成)で応募書類をもとに、応募者の市政への関心、地域や外国人相互の交流の状況、共に生きる地域社会づくりについての積極性、日本語能力等を考慮して選考します。また、選考に当たっては、国籍・地域別を配慮します。

※ 選考結果は、応募者全員に通知します。

● 事務局からのお知らせ ●

懇話会ニュースレターのバックナンバーをご希望の方は、下記までお問い合わせください。

京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市総務局国際化推進室
TEL075-222-3072 FAX075-222-3055
ホームページ: <http://www.city.kyoto.jp/somu/kokusai/>
Eメール: kokusai@city.kyoto.jp